

地震ハザードマップの Q&A

Q 1 : このマップを作成した目的は何か。

A : 平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。

このとき、新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法の耐震基準を大幅に見直したものの。）に適合していない、昭和 56 年以前に建てられた建築物が大きな被害を受けました。また、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震や平成 28 年 4 月の熊本地震、令和 6 年 1 月の能登半島地震についても同様な傾向がみられました。

住宅・建築物の倒壊等は、死傷者の増加、延焼火災の拡大、救助・避難の遅れ等をもたらすため、被害軽減のためには住宅・建築物の耐震化が必要です。特に、新耐震基準以前の建築物について、耐震性の向上が急務と考えられます。

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策をより身近な地域の問題として意識し、大きな地震があった場合を想定して、地震に対する日頃の備えを行うことが大切です。

仙台市では、このような建築物の所有者等の取組みを支援するため、その情報提供の一つとして、想定される地震による揺れの程度とそれに応じた地盤の液状化の危険度を表すマップを「仙台市地震ハザードマップ」として作成しました。

Q 2 : 今まではこのようなマップは仙台市に無かったのか。

A : 本市では、平成 20 年度に「平成 14 年度仙台市地震被害想定調査」の算定手法に基づいて、仙台市地震ハザードマップを作成しておりました。

今回は、宮城県が令和 5 年 11 月に公表した「宮城県第五次地震被害想定調査報告書」の算定手法に基づき、仙台市地震ハザードマップを更新しました。

Q 3 : 地震が起きた場合の被害想定はしているのか。

A : 宮城県が令和 5 年 11 月に公表した、宮城県第五次地震被害想定調査の中で、県内に大規模な被害をもたらす、「1」東北地方太平洋沖地震、「2」宮城県沖地震（連動型）、「3」スラブ内地震、「4」長町-利府線断層帯地震が発生した場合の人的被害や建物被害等について想定しています。

Q 4 : 震度マップ・液状化危険度マップとは何か。

A : 震度マップ、液状化危険度マップは、市内全体を250m四方に区分した区域（メッシュ）に分割し、地震の規模や震源の距離等より予測される「揺れの強さ」、「地盤の液状化の危険度」をそれぞれ表示したものです。

なお、メッシュの境目が揺れやすさの境界や地盤の液状化の発生箇所や規模を示すわけではありません。

また、震源特性や地下構造には不確定な部分があるため、地震の発生の仕方によって、実際の揺れの大きさや地盤の液状化の発生箇所や規模は変動することがあります。

算定手法の詳細につきましては、宮城県第五次地震被害想定調査報告書（令和5年11月）をご覧ください。